

議案第 6 9 号

北本市教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について

北本市教育委員会の委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成 2 2 年 8 月 3 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市教育委員会の委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、北本市教育委員会の委員の定数を 6 人とする。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。